

令和5年第4回千葉市議会定例会議案

議案第154号乃至第156号

令和5年12月



令和5年第4回千葉市議会定例会議案
目 次

議案 番号	議 案 件 名	頁
154	令和5年度千葉市一般会計補正予算(第7号)	別冊
155	令和5年度千葉市下水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
156	千葉市証明等手数料条例の一部改正について	1

議案第156号

千葉県証明等手数料条例の一部改正について

千葉県証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月15日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉県条例第 号

千葉県証明等手数料条例の一部を改正する条例

第1条 千葉県証明等手数料条例（昭和22年千葉県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第35号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中「第2条第21号」を「第2条第20号」に改める。

第2条 千葉県証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次号において同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第13号中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同条中第34号を第36号とし、第19号から第33号までを2号ずつ繰り下げ、同条第18号中「書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同号を同条第20号とし、同条第17号を同条第19号とし、同条第16号中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同号を同条第18号とし、同条中第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、第13号の次に次の2号を加える。

(14) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証

明書の請求を行う場合その他規則で定める場合における当該発行を除く。) 1件につき 400円

(15) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行(当該発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合その他規則で定める場合における当該発行を除く。) 1件につき 700円

第4条中「第2条第20号」を「第2条第22号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料等を定めるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。